

自己破産のデメリット

自己破産を行う事のデメリットは以下に挙げられます。

①一定の財産を失う

「破産手続開始決定」が下りた後、換価するほどの財産がある場合には、破産管財人が選任されて「管財事件（少額管財事件）」となり、財産が処分されますので、自己破産すると、一定の財産を失うことになります。

※換価するほどの財産がない場合は同時廃止となり、財産を失うことはありません。

②自分名義の借金やローンができない

自己破産をすると、いわゆるブラック情報として、信用情報機関に登録されます。各信用情報機関によっても異なりますが「5～10年間」は、金融業者（銀行など）からお金を借りたり、クレジットカードを作成したり、ローンを組むことが難しくなります。しかし、銀行や郵便局に預金をしたり、公共料金の引き落としまでができなくなるわけではありません。

③価値ある不動産（住宅・別荘・店舗・工場など）を失う

自己破産制度は、債務者（破産申立人）に「換価するほどの財産」がある場合には、その財産を処分し、各債権者に債権額に応じて配当を行います。したがって、住宅、別荘、店舗、工場などの不動産は失います。具体的には破産管財人によって任意売却されるか競売にかけられることとなりますが、すぐに家を追い出されるというわけではなく、実際に新しい買主が現れるまでは従来どおりに住み続けることができます。現実には、破産を申立ててから不動産が売却されるまでに半年以上かかることも珍しくありませんので、その間であれば追い出されることはないといえます。

不動産をどうしても手放したくない場合は、自己破産でなく、その他の債務整理（個人民事再生手続など）を選択するしかありません。

※自己破産する場合、「約20万円超の財産（または財産の合計金額が99万円超）」は、換価するほどの財産とみなされていますが、不動産の場合は、それとは関係なく財産とみなされています。

④保証人に請求がいく

自己破産は「借金が消えて無くなる」のではなく、「債務者の支払い義務を免除する」事ですので、債務者が自己破産して免責が確定すると、保証人は保証した借金の全て（利息分も含む）を支払う義務が発生します。逆に、保証人のついていない借金（クレジットカード・消費者金融等）は、例え家族であっても返済義務はありません。